

事務連絡
令和2年6月8日

高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
長寿社会課長

高齢者施設等における衛生管理の徹底について（通知）

このことについては、国及び県が発出した事務連絡等により、新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みを依頼してきたところです。

今般、政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言を受けたものの、全国的にはいまだ感染の終息を見ない現状に鑑み、改めて周知します。

（担当）長寿社会課 安達 : 0857-26-7175

【参考】主な事務連絡等（抜粋）

- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）
- 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
- 「県内の通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び感染予防対策の確認について（依頼）」（令和2年4月13日付第202000016629号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長通知）

※上記通知については、下記の県長寿社会課のホームページからご確認いただけます。

（長寿社会課HP）<https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm>